

委託仕様書

1 委託業務名

芸術家等との協働による醍醐地域の魅力向上及び情報発信業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

京都市では、地域の魅力やポテンシャルを最大限活かし、あらゆる世代がワクワクするような山科・醍醐を地域の皆様とともに目指すため、地域活性化プロジェクト「m e e t u s（ミータス）山科-醍醐」を進めている。

令和7年3月には、まちづくりの方向性や具体策をまとめた「m e e t u s 山科-醍醐 みんなで創るまちPLAN」を発表し、「多様な人々が住み、学び、つながることのできる文化・教育のまち」を目指すこととしている。

醍醐駅周辺においては、居心地の良い空間づくりの社会実験“m e e t u s L A B O”をクリエイターと協働して実施しているほか、市営住宅の空き住戸を若手芸術家の住まい・アトリエとして活用する取組や、公園において子どもたちがアートに触れる機会を創出する取組など、芸術や芸術家等と協働した地域活性化の取組を始めている。

国のガイドライン^{※1}では、アートを作る過程で生まれる多様な主体との交流が地域コミュニティの活性化に寄与すること、作品を通して地域の文化が地域内外に広く認知され地域住民のシビックプライドが醸成されること、芸術祭等の取組が、飲食、交通、物販のような地域経済への波及効果があることなどが示されている。

このような状況を踏まえ、本業務では、醍醐駅周辺エリアを対象に、アートを活用したまちづくりの可能性の調査や、芸術家等と協働した地域の魅力向上に資する取組を行うとともに、その成果及び過程を地域内外へ情報発信することにより、醍醐駅周辺のまちづくり及びm e e t u s 山科-醍醐の機運醸成を行うものである。

※1 「アートやクリエイティブを使って地域を元気にしよう ×ART（かけるアート）スタートアップガイドライン」2024年、経済産業省

4 業務の内容

(1) エリアの調査及び分析

本業務において対象とする醍醐駅周辺エリア※²において、芸術家等と協働したまちづくりの可能性を検証するため、現地踏査やヒアリング等により、以下の調査を行うこと。

- ・ 芸術家等※³の活動・発表・交流の場としての可能性
- ・ 芸術家等の住まいの場としての可能性
- ・ エリアに関わり得る芸術家等やコーディネーターの調査
- ・ その他、参考となる事例の調査

調査結果を踏まえ、エリアにおける芸術家等と協働した持続可能なまちづくりの手法や施設活用の可能性（方向性）を検討し、提案すること。

※² 概ね、醍醐駅から800m程度（徒歩10分程度）の範囲とする。

※³ プロの芸術家のほか、クリエイター、デザイナー、その他ものづくりやデザインに関わる人全般（学生を含む）を指すものとする。

(2) 芸術家等と協働した地域の魅力向上

上記(1)を踏まえ、芸術家等と協働し、地域の魅力向上に資する芸術活動を行うこと。実施する活動は、エリア内の公共空間（壁、床等）への芸術作品の設置を想定するが、実際に活動する芸術家等の専門領域を踏まえ、関係者と協議のうえ決定する。

活動に当たっては、以下に留意すること。

- ・ エリアの魅力向上に資するものとする。
- ・ エリアの課題を解決する視点を盛り込むこと。
- ・ エリアのポテンシャル（人的・物的資源）を活かしたものとする。
- ・ 活動の過程をエリアの内外の方が見えるようにすること。

（活動の記録の発信を含む。）

なお、活動（制作）や記録に必要な費用は、本業務の委託料に含むものとする。

(3) 情報発信

上記(1)(2)を基に、エリアの内外に対して情報発信を行うこと。

情報発信の内容は、上記(2)の活動記録の発信のほか、完成後の発表会・地域住民との交流会の実施を想定するが、実際に活動する芸術家等の専門領域や活動内容を踏まえ、関係者と協議のうえ決定する。

情報発信に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 制作過程や設営風景を短編動画やリーフレット等にまとめること。
- ・ 芸術家等と地域住民との交流を促すものとする。

5 実施体制

- (1) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 関連事業との連携
本市が同エリアで実施する以下の業務との連携を図ること。
 - ・ 醍醐駅周辺における新しい公共空間づくり支援業務

6 成果物

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 業務報告書 | 1 部 |
| (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 | 1 部 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ（CD-R又はDVD-R） | 一式 |

電子データの提出の際には、国土交通省が公開している電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出するものとする。また、電子データはMicrosoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行う。

7 検査

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 業務の完了を確認するための検査を行う日時及び場所は、発注者が決定する。
- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了を確認するための検査を受けること。
- (4) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、発注者の指示に従うものとする。

8 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

- (1) 前金払は行わない。
- (2) 部分払は行わない。
- (3) 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

9 書類の提出

業務完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ・ 完了通知書
- ・ 成果物
- ・ 請求書

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に基づき実施するものとする。